

Town Development

甲佐町まちづくり協議会

古民家での宿泊体験や交流活動を通して
幅広い世代をによる地域活性化を

■地域間交流による地域 活性化の拠点施設

7月31日にオープンした
井戸江峡交流拠点施設「C
OMMON IDOE（コ
モンイドエ）」には、もう
足を運ばれましたか。

熊本地震後から取り組ん
できた、もう1つの古民家
交流拠点施設（旧西村民俗
資料館）も今月いよいよ利
用開始となります。

宿泊スペースやレストラ



▲裸で仕切られた広さ10畳ほどの多目的交流スペースは、1時間単位でご利用いただけます

ン、多目的交流スペースを
備えたこの施設は、本町の
地方創生の核となり、若い
世代を中心とした地域の活
性を担います。

■調理設備も備えた一棟貸し スタイルの宿泊施設

宿泊スペースは1階にリ
ビングと水回りを、2階に
寝室を配置しており、連泊
も可能です。甲佐への移住
もお試しいただけます。

商店街などで新鮮な甲佐

の食材を購入し、
持ち帰って調理
する…。そんな
「甲佐暮らし」
を築140年の
古民家で体験で
きる施設となっ
ています。

また、レスト
ランに併設され
た和室の多目的
交流スペースは、
ワークショップ
や交流活動の場
として多くの方
にご利用いただ
けます。

甲佐の食材を使った料理を提供

（一社）パレットでは、指
定管理者として甲佐町を
訪れる多くの人に甲佐の
魅力を伝えるべく、準備
を進めています。私も

シェフとしての経験を活
かして甲佐の食材の良さ
が伝わる一皿をお出しし
ますので、ぜひ味わいに
足を運んでくださいね。



（一社）パレット
内藤 自然さん

- お問い合わせ先
- ・町地域振興課
☎096-234-1154（内線232）
- ・（一社）パレット
☎palette.kosa@gmail.com

Fitness

甲佐町フィットネスセンター

足裏をほぐしてコリを解消！ 代謝アップにも効果あり

皆様いかがお過ごしでしょうか。
まだまだ暑い日が続いて運動しづら
く感じますね。今回は、自宅でも簡
単に行える「足裏ほぐし」について
ご紹介します。

地の違和感で内臓の不調がわかった
りします。

また、足の裏をほぐすことで、体
の中の流れなどが良くなり、「冷
え」や「コリ」などが解消されやす
くもなります。

足裏への刺激を、毎日続けること
で身体が楽になるだけでなく、体内
の代謝もよくなります。皆さん、ぜ
ひ、「足裏ほぐし」を実践してみて
ください！

詳しくは、甲佐町フィットネスセ
ンターにおいでの際にスタッフまで
お尋ねください。

足の裏には、
内臓器官の末
梢神経が集
まっています
ので、指でほ
ぐすことに
よって各臓器
の調子を整え
たり、触り心

今月の講師



下江 知子さん
（看護師・県評議会議事コーディネーター）

足裏ほぐし



▲内臓器官の末梢神経が集まる足裏のツボを刺激して体の調子を整えましょう

- お問い合わせ先
- 甲佐町フィットネスセンター
（町総合保健福祉センター内）
☎096-235-8712

Events Calender

甲佐町イベントカレンダー【9月】

日	月	火	水	木	金	土
8/30	8/31	1	2	3	4	5
【日曜当番医】 荒瀬病院 感染症対策をふまえた防災研修会 (町くらし安全推進室)	納期限 夜間窓口 (町税務課) マイナンバーカード 交付等夜間窓口 (町住民生活課)			消費生活相談 (老人いこいの家)		
6	7	8	9	10	11	12
【日曜当番医】 谷田病院 感染症対策をふまえた防災研修会 (町くらし安全推進室)	法律相談 (老人いこいの家) ※電話相談のみ対応	1歳6か月児健診 3歳児健診 (町総合保健福祉センター) マイナンバーカード 交付等夜間窓口 (町住民生活課)		消費生活相談 (老人いこいの家)		
13	14	15	16	17	18	19
マイナンバーカード 交付等休日窓口 (町住民生活課) 【日曜当番医】 桃崎整形外科	国勢調査インター ネット回答開始 (町企画課)		認知症についての 相談会と家族のつどい (町福祉課)	4か月児健診 7か月児健診 (町総合保健福祉センター) 消費生活相談 (老人いこいの家)		
20	21	22	23	24	25	26
【日曜当番医】 荒瀬病院				消費生活相談 (老人いこいの家)		
27	28	29	30	10/1	10/2	10/3
【日曜当番医】 谷田病院	口座振替日 (町税務課)		納期限 夜間窓口 (町税務課) マイナンバーカード 交付等夜間窓口 (町住民生活課)	消費生活相談 (老人いこいの家)		

※やむを得ず中止・延期になる場合があります。詳細については、町公式ウェブサイトや防災行政無線などをご確認ください。